大阪府総合相談事業交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、予算の範囲内において、市町村に対し、大阪府総合相談事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象事業及び経費）

第２条　交付金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、市町村が実施する人権相談、地域就労支援、進路選択支援、生活上のさまざまな課題等の発見又は対応に係る事業で次の各号に掲げるもの以外のものとする。

（１）国又は府の補助対象事業に係る市町村負担

（２）平成２０年度以前から実施している市町村の単独事業で平成２０年度の事業内容又は事業量等と比較して拡充を伴わないもの。ただし、平成１９年度以前において府の補助金を活用した相談事業を実施していた市が、中核市に移行し、その後も引き続き当該市の単独事業として実施しているものはこの限りでない。

（３）府の単独補助金を活用した事業と併せて、市町村が、事業内容又は事業量等を拡充して実施するもの

（４）市町村が設置する基金の造成

２　交付金の対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費で当該市町村職員の人件費（次の各号に掲げるものを除く。）以外の経費とする。

（１）対象事業の実施に不可欠な非常勤職員、嘱託職員又はこれらに類する職員の報酬又はその他経費

（２）府の補助事業制度において交付対象となっていた当該市町村職員の人件費

（市町村ごとの交付金の配分額）

第３条　この要綱に定める交付金の市町村ごとの配分額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額の範囲内の額とする。

（１）財政割

交付金の総額の１００分の１０の額に、次の算式により計算した数値を乗じて得た額

（算式）

　　 ａ　　　 Ｂ

 × 

　　　 Ａ　　　 ｂ

（算式の符号）

Ａ　交付金の対象となる市町村の標準財政規模の合計額

　　 ａ　当該市町村の標準財政規模

　　 Ｂ　交付金の対象となる市町村の財政力指数の平均値

　　 ｂ　当該市町村の財政力指数（３ヵ年平均）

ただし、標準財政規模及び財政力指数については、交付を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の確定数値を用いるものとする。

（２）基本割

交付金の総額の１００分の１０の額に、次の算式により計算した数値を乗じて得た額

（算式）

　　　 ｃ



　　　　 Ｃ

（算式の符号）

Ｃ　対象事業に係る相談窓口の１週間あたりの延べ開設時間に応じ、別表に定める窓口開設時間区分数値（時間区分に該当する市町村の数値をいう。）の合計

ｃ　当該市町村の窓口開設時間区分数値

（３）相談件数割

　イ　相談件数割（絶対評価分）

交付金の総額の１００分の４０の額に、次の算式により計算した数値を乗じて得た額

　 （算式）

　　 　 ｄ



　　 　 Ｄ

（算式の符号）

Ｄ　市町村が、当該年度の前年度（以下「前年度」という。）に実施した対象事業に係る相談等の件数（市町村が、別表に定める相談対応を行ったときは、当該事案等の数にその対応に応じた数値を乗じて得た数（以下「相談対応加算数」という。相談対応加算数の算定方法は、別表に定めるところによる。）を当該相談等の件数に加算する。以下ｄにおいて同じ。）の合計

ｄ　当該市町村が、前年度に実施した対象事業に係る相談等の件数

ロ　相談件数割（相対評価分）

交付金の総額の１００分の１０の額に、次の算式により計算した数値を乗じて得た額

（算式）

　　 　 ｅ



　　 　Ｅ

（算式の符号）

Ｅ　市町村が、前年度に実施した対象事業に係る相談件数を人口１００，０００人あたりに換算した件数（以下「換算件数」という。換算件数の算定方法は、別表に定めるところによる。また、市町村が、別表に定める相談対応を行ったときは、Ｄにおいて算定した相談対応加算数を換算件数に加算する。）の合計

ｅ　当該市町村の換算件数（市町村が、別表に定める相談対応を行ったときは、Ｄにおいて算定した当該市町村の相談対応加算数を当該市町村の換算件数に加算する。）

（４）創意工夫割

相談事業の効率的な運用や住民サービスの向上等に資する取組み（以下「創意工夫の取組み」という。）を行う市町村について算定するものとし、交付金の総額の１００分の３０の額に、次の算式により計算した数値を乗じて得た額（ただし、一市町村ごとの額は４００万円を上限とする。）

　 　（算式）

　 　 ｆ



　　 　Ｆ

（算式の符号）

Ｆ　市町村が、当該年度に実施する創意工夫の取組みに応じた数値（以下、「取組み数値」という。取組み数値の算定方法は、別表に定めるところによる。）の合計

ｆ　当該市町村の取組み数値

２　前項第４号の規定に基づき算定した創意工夫割の合計額が交付金の総額の１００分の３０の額を下回る場合は、その差額を前項第２号に規定する基本割の総額に加算する。

３　前２項の配分額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（交付金額の特例）

第４条　前条の規定により算定した市町村ごとの配分額について、前年度の交付金額の１００分の７０未満となる市町村（対象事業を前年度より縮小するなど、当該市町村の固有の事情により前年度の交付金額の１００分の７０未満となった市町村を除く。）がある場合の配分額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前条の規定により算定した当該市町村の配分額が、前年度の交付金額の１００分の７０未満となる市町村（対象事業を前年度より縮小するなど、当該市町村の固有の事情により前年度の交付金額の１００分の７０未満となった市町村を除く。）　前年度の交付金額の１００分の７０の額

（２）前条の規定により算定した当該市町村の配分額が、前年度の交付金額以下であり、前号の規定に該当しない市町村　前条の規定により算定した当該市町村の配分額

（３）前条の規定により算定した当該市町村の配分額が、前２号の規定に該当しない市町村　次の算式により計算して得た額に当該市町村の前年度の交付金額を合算して得た額

　（算式）

　　 　 ｋ

（Ｇ－Ｈ－Ｉ－Ｊ）×

Ｋ

　（算式の符号）

　　Ｇ　当該年度の交付金の総額

　　Ｈ　第１号の規定により定めた当該市町村の配分額の合計額

　　Ｉ　第２号の規定により定めた当該市町村の配分額の合計額

　　Ｊ　第１号又は第２号の規定により配分額を定めた市町村以外の市町村（以下「第３号市町村」という。）の前年度の交付金額の合計額

　　Ｋ　前条の規定により算定した第３号市町村の配分額の合計額から第３号市町村の前年度の交付金額の合計額を控除した額

ｋ　前条の規定により算定した第３号市町村の配分額から当該市町村の前年度の交付金額を控除した額

２　前項の配分額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（基礎数値等の報告）

第５条　交付金の交付を受けようとする市町村長は、知事に対し、交付金の配分額の算定の基礎となる相談実施件数等（以下「算定基礎数値等」という。）を記載した総合相談事業交付金基礎数値等報告書（様式第１号）を当該年度の６月３０日までに提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて各市町村の前年度の相談実績や当該年度の取組み状況等を確認するための調査を行い、交付金を交付することが適当と認めた場合は、第３条又は前条の規定により交付金額の内示を行うものとする。

（交付の申請等）

第６条　交付金の交付の申請をしようとする市町村長は、総合相談事業交付金交付申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、第３条又は第４条の規定により交付金の交付の決定をし、当該市町村長に通知するものとする。

３　第１項の申請において、様式第１－３号のポイントの合計が、前条第１項の報告における様式第１－３号のポイントの合計より減少している場合には、前条第２項で内示した交付金額から下記の式により算出した額を減じた額を、第１項の申請書の様式第２－２号の交付上限額とする。

（算式）

　　　　　　　　　　　ｍ

　　　　Ｌ － Ｌ ×

　　　　　　　　　　　Ｍ

　　（算式の符号）

　　　Ｌ　前条第２項で内示した交付金額のうち、第３条第１項第４号で算出した額

　　　Ｍ　前条第１項の報告における様式第１－３号のポイントの合計

　　　ｍ　第１項の申請における様式第１－３号のポイントの合計

４　前項の交付上限額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（軽微な変更等）

第７条　規則第６条第１項第１号に規定する知事の承認を要しない経費の配分の軽微な変更は、前条に規定する申請書に記載した経費の２０％以内の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号に規定する知事の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、対象事業の変更以外のもの又は交付金額に影響を及ぼさない範囲のものとする。ただし、前条第１項の申請における様式第１－３号のポイントの合計が減じた場合は知事の承認を要するものとする。

３　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする市町村長は、総合相談事業交付金対象事業経費の配分（・事業内容）変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

４　第２項ただし書の規定により変更の承認を受けようとする場合は、前条第３項により算定した額を交付決定額から減じた額を変更後の交付額とする。

５　前項の交付額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

６　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする市町村長は、総合相談事業交付金対象事業中止（・廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定による報告は、総合相談事業交付金対象事業実績報告書（様式第５号）を当該年度の翌年度の４月２０日までに知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項の実績報告書には、総合相談事業交付金対象事業実績調書（様式第６号）を添付しなければならない。

３　知事は、市町村長から報告された実績報告書の内容に基づいて、第３条第１項第３号に規定する相談等の件数及び同項第４号に規定する創意工夫の取組み等の状況について、インターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

（交付金の交付）

第９条　知事は、規則第１３条の規定による交付金の額の確定後、当該交付金を交付するものとする。

（帳簿の整備保管）

第１０条　市町村長は、対象事業に係る収入及び支出等についての証拠書類及び算定基礎数値等の根拠となる書類（相談記録等）を整備し、１０年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限期間）

第１１条　規則第１９条第４号及び第５号の知事が定める財産並びに同条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）による。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度分の交付金から適用する。

（市町村ごとの配分額の算定方法の特例）

２　平成２１年度分の交付金の配分額に係る第４条第１項第２号イの適用については、同号イの部分中「１００分の２５」とあるのは、「１００分の４５」と、同号ロの部分中「１００分の４５」とあるのは、「１００分の２５」とする。

３　平成２２年度分の交付金の配分額に係る第4条第１項第２号イの適用については、同号イの部分中「１００分の２５」とあるのは、「１００分の３５」と、同号ロの部分中「１００分の４５」とあるのは、「１００分の３５」とする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度分の交付金から適用する。

（市町村ごとの配分額の算定方法の特例）

２　平成２４年度分の交付金の配分額に係る第４条の適用については、別に定める。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２６年１２月１１日から施行し、平成２６年度分の交付金から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度分の交付金から適用する。

（経過措置）

２　平成２９年度分の交付金の配分額に係る第４条の適用については、同条中「１００分の７０」とあるのは、「１００分の８０」とする。

３　平成２９年度分の交付金の配分額の算定において、政令市には、第４条の規定は適用しないものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成３１年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は令和３年６月４日から施行する。